

第4章 生物多様性地域戦略

1 戦略策定にあたって

生物多様性とは

地球上の生物は、非常に長い年月をかけ、様々な環境に適応するため多様な進化を遂げ現在に至っています。多様な生き物がお互いに複雑な関係を持ち、バランスを保っています。世界中のありとあらゆる生物は、それぞれに個性があり、直接的・間接的に他の生き物と支えあって生きているのです。

生物多様性とは、単に生き物の種類がたくさんいるだけではなく、あらゆる階層（遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性）が相互に作用しているということを意味します。そして、人類も様々な生き物と作用しながら、生物の多様性がもたらす恩恵（生態系サービス）を受けています。

しかしながら、近年、様々な要因により生物多様性が失われつつあります。要因の多くは人類の活動によるものであり、このままでは生物多様性がもたらす恩恵を人類が受けられなくなってしまうかもしれません。生物多様性がいかに重要であるかを認識するとともに、これらの恩恵を将来にわたって享受していくため、生物多様性を保全する取組みが必要です。

生物多様性保全に関する動向

生物の多様性を保全する国際的な取組みとしては、1992年（平成4年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）が基本となっています。1993年（平成5年）には日本も条約を締結、同年12月に条約が発効されました。この条約では、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分が目的とされています。また、条約の締約国で開催される会議（COP）では、様々な課題について議論が行われています。2010年に愛知県で開催された第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性の損失を止めるための個別目標として「愛知目標」が採択され、生物多様性に関する国内外での各種取組みに大きな影響を与えています。

条約においては、締約国がそれぞれ国家戦略を策定し実行することとされており、日本においても、1995年（平成7年）に「生物多様性国家戦略」が策定されました。その後、4

度の見直しが行われ、最新の「生物多様性国家戦略 2012-2020」においては、愛知目標達成に向けたロードマップの提示、5つの基本戦略の設定、約700の具体的施策の記載がポイントとなっています。また、国家戦略の長期目標である2050年を見据えた次の10年の戦略策定に向けた検討が進んでいます。

愛知県においても、COP10での愛知目標の採択を受け、2013年3月に「あいち生物多様性戦略 2020」を策定、「人と自然が共生するあいち」をめざし、生物多様性保全に取り組んできました。そして、COP10から10年を経た県下の状況を総括するとともに、2030年に向け、持続可能な社会の発展に資するため、2021年3月に「あいち生物多様性戦略 2030」が策定されました。この戦略はSDGsに合致した生物多様性保全の行動計画という側面も有します。

生物多様性地域戦略の意義

本市は、東部丘陵をはじめとする豊かな自然が多く残されており、春日井市指定希少野生動植物種をはじめとする多様な生態系が形成されています。しかしながら、都市開発や気候変動、外来種問題など、生物多様性に対する危機は日々増加しています。

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させるとともに多様な主体による取り組みを進めるためには、生物多様性国家戦略だけではなく、各地域の特性に応じた独自の戦略が必要不可欠です。このため、生物多様性基本法においては、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）策定についての努力義務が規定されています。

こうした状況を踏まえ、「春日井市生物多様性地域戦略」を策定します。関連法令等との整合・連携を図りつつ、春日井市環境基本計画と一体となり、各種施策を進めることとします。

これって何？

4つの危機

生物多様性をおびやかす要因は多岐にわたりますが、生物多様性国家戦略においては、種類や影響によって大きく4つに分類しています。



第1は、開発など人間活動による危機です。例えば、人間にとって必要な護岸工事であっても、もともとその川に住んでいた生き物のすみかを奪ってしまう場合があります。また、鑑賞・商業目的での捕獲により、直接的に減ってしまう場合もあります。

第2は、自然に対する働きかけの縮小による危機です。里地里山や水田など、人の手が継続して加えられバランスが保たれている地域は、利用する人が減ることなどで長年保たれていたバランスが崩れてしまいます。すると、そこに生息していた生き物が減少したり、イノシシによる農作物への被害等が顕著となったりする場合があります。



第3は、人間により持ち込まれたものによる危機です。他の地域の生き物が持ち込まれることで、もともとその地域にいた生き物が食べつくされてしまったり、生育環境を奪われたりする場合があります。また、殺虫剤や農薬などの化学物質は、生態系に対し様々な影響を及ぼす懸念があります。

第4は、地球環境の変化による危機です。温暖化の影響でゲリラ豪雨が頻発したりヒートアイランドが進行したりすると、住む場所がなくなってしまう生き物もいます。温暖化が人間活動によるものであることは疑う余地がないとされていますが、その影響が間接的であるとともに影響範囲が地球規模で多岐にわたることが、第一の危機と大きく違います。



これら4つの危機は、それぞれが独立しているわけではありません。複数の危機が相互に影響しているため、生物多様性を保全するためには総合的な対策が必要です。

2 戦略の基本的事項

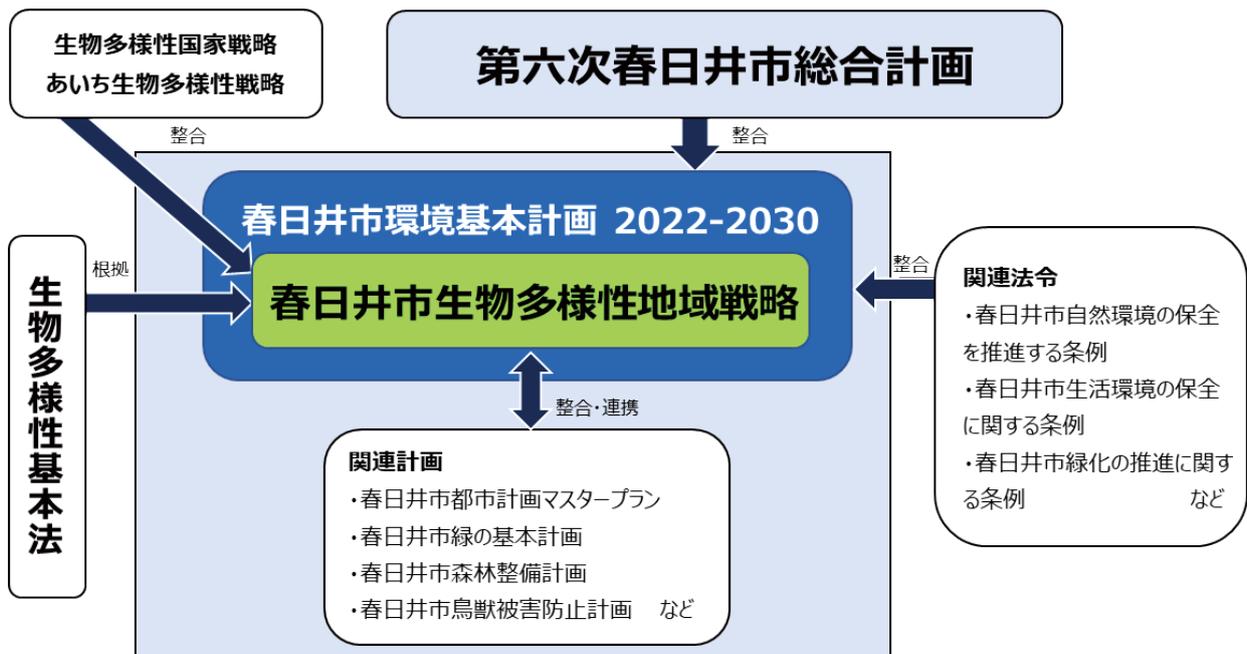
めざすまちの姿

- 東部の丘陵や河川沿いに広がる田園地帯などを中心とした豊かな生態系や良好な景観が、多様な主体の活動により保全され、その恩恵が享受できています。
- 私たちの暮らしが生物多様性による恵みによって支えられていることを、一人ひとりが正しく理解し、次世代へ継承されています。

対象地域

春日井市全域とします。

計画の位置付け



計画期間

環境基本計画と同様に、2022年度から2030年度までの計画期間とします。具体的な施策を推進するにあたり、環境基本計画と一体となって戦略を推進します。また、本市の環境や社会経済状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 戦略における方針

戦略の体系



関連



— 基本方針 —

— 施策 —

1

多様な生き物の生息・
生育環境の保全

- ・ 生息・生育環境の保全
- ・ 関係部署との連携
- ・ 外来種対策

2

持続可能な生物多様性
の恩恵の享受

- ・ 良好な自然環境の維持
- ・ 恩恵の持続的な利用
- ・ 自然とのふれあいの場の提供

3

生物多様性を支える
人材の育成

- ・ 環境啓発の拡充
- ・ 保全活動の推進
- ・ 生物多様性を支える仕組み作り

基本方針 1 多様な生き物の生息・生育環境の保全

現状

□西部から中部にかけての平地は「濃尾平野」の一部、中部から東部にかけての丘陵地は「尾張丘陵」の一部、その東側には弥勒山や道樹山を中心とした 400m前後の山々が連なる丘陵地となっており、それぞれの環境特性に応じて多様な生態系が形成されています。

□丘陵地や庄内川へ流れ込む河川沿いには田園地帯が広がり、市内を流れる河川は、緑や水量も比較的多く、その上流部では、周辺の樹木や田園風景と相まって、良好な景観を形成しています。

課題

□環境の変化を把握・予測し、具体的な施策を実践するために必要な市内の自然環境や生き物の生息状況などの情報が不足していることから、市域全体での基礎的な調査を実施する必要があります。

□人の生活によって持ち込まれた外来種の増加は、農作物への被害をはじめとする生活環境への影響はもとより、在来種を中心とした多様な生態系や良好な景観にとって大きな脅威となっています。

□市内における生物多様性に対する気候変動による影響はよくわかっていませんが、外来種を含む南方系の動植物の分布拡大などにより、在来種の生息・生育環境を圧迫することが懸念されます。

目標



具体的施策

施策	概要	関連する法令、計画等	関係課
生息・生育 環境の保全	市内に生息・生育する野生生物の分布・生態等について、多様な主体と連携して調査し、データベース化を図り、多様な生息・生育環境を保全するために必要な施策を推進します。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課
	多くの希少な野生動植物種が生息・生育し、特に優れた自然環境を保護する必要がある地区については、自然環境保全地区などの指定を検討します。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課
関係部署と の連携	野生鳥獣との適切な関係を築くために、適正な保護・管理を進めていきます。	・鳥獣保護管理法 ・春日井市鳥獣被害防止計画	環境保全課 農政課
	大規模な開発行為等の際には、事前に生物多様性の保全に必要な情報提供や助言などを行います。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例 ・春日井市生活環境の保全に関する条例	環境保全課
外来種対策	外来種に関する情報を収集し市民などへ提供するとともに、より理解を深めるための機会を提供し、外来種についての普及啓発を推進します。	・外来生物法 ・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課

施策	概要	関連する法令、計画等	関係課
外来種対策	地域の生態系や農作物などへ大きな影響を及ぼす外来種については、多様な機関と連携して生息・生育状況や被害状況などを調査し、防除を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法 ・春日井市自然環境の保全を推進する条例 ・鳥獣保護管理法 ・春日井市鳥獣被害防止計画 	環境保全課 農政課

これって何？

外来種問題

本来その場所いなかった生物が人為的に持ち込まれるなどにより、もともとあった生態系に大きな影響を与えてしまう場合があります。

例えば、市内でみかけるザリガニは、その100%が外来種であるアメリカザリガニと考

えられます。ウシガエル（こちらも外来種）の餌として日本に持ち込まれたものが全国に広がったといわれています。現在では田んぼや水路で当たり前のように見ることができ、外来種問題といわれてもあまりピンとこない感じもしますが、旺盛な食欲のせいでゲンゴロウをはじめとする水生生物が激減、水田の畔に穴をあけるなど農業への影響も甚大です。

意図的、非意図的を問わず、広がってしまった外来種は完全に駆除することが非常に困難です。まずは外来種について知ってもらうとともに、外来種対策の三本柱である、入れない、捨てない、広げない、を徹底する必要があります。



アメリカザリガニ

基本方針 2 持続可能な生物多様性の恩恵の享受

現状

- 市の東部には、市の施設である「少年自然の家」と「都市緑化植物園」があり、幅広い年齢層の方が楽しめる自然体験活動の場を提供しています。
- 玉野川渓谷にかかる城嶺橋に始まり、道樹山・弥勒山を経て、西尾峠に至る東海自然歩道の春日井コースは、四季を通じてハイキングで賑わっています。

課題

- 水辺に生息・生育する生き物にとって重要な環境である水田が、開発などにより減少しつつあります。
- 里地里山に代表される地域においては、人の手が加えられなくなることにより、生物相の単純化やイノシシの食害などが進行し、かつてのような質の高い自然の豊かさを維持できなくなる懸念があります。

目標

目標	現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
市内全体の緑被率	40.6% (2020年度)	維持								
民有地緑化の箇所数	-	あいち森と緑づくり事業実施箇所5箇所								

具体的施策

施策	概要	関連する法令、計画等	関係課
良好な自然環境の維持	東部の丘陵地は、災害の防止や緑の景観の保全のため、自然公園、地域森林計画対象民有林、保安林、天然記念物の指定を継続し、植樹や間伐などの森林の適正な整備・維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法 ・春日井市森林整備計画 ・文化財保護法 ・春日井市文化財保護条例 ・自然公園法 ・春日井市緑化の推進に関する条例 ・春日井市緑の基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> 農政課 公園緑地課 文化財課

施策	概要	関連する法令、計画等	関係課
良好な自然環境の維持	身近に自然とふれあえる貴重な場であるとともにヒートアイランド現象の緩和など、都市環境を改善する機能を有する市街地周辺に残る樹林地は、高蔵林特別緑地保全地区の指定を継続するとともに、里山保全事業などを推進します。	・都市緑地法 ・春日井市緑化の推進に関する条例 ・春日井市緑の基本計画	公園緑地課
恩恵の持続的な利用	食を支えることをはじめ、洪水防止や美しい景観の形成など様々な働きを持つ農地は、農業関係団体などとの連携により、有効利用を促進し、耕作放棄地の縮減に努め、優良な農地の保全に取り組みます。	・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・春日井市農業振興地域整備計画	農政課
自然とのふれあいの場の提供	ふれあい農業公園「あい農パーク春日井」を活用し、農業の理解や知識、興味に応じた多様な「農」とのふれあいを提供し、農地の保全につなげていきます。	・都市公園法 ・春日井市ふれあい農業公園条例	農政課
	河川などの水質調査を定期的に行い、水質保全に努めるとともに、治水・利水と環境が調和した河川などの適正な維持管理により、身近な生き物の生息・生育環境や、緑と一体となった水辺の景観を保全します。	・水質汚濁防止法 ・春日井市生活環境の保全に関する条例 ・河川法	環境保全課 河川排水課

基本方針 3 生物多様性を支える人材の育成

現状

□自然環境の保全を推進する市民のリーダーとして、自然環境の保全に関する知識の普及や、保全活動の推進を目的として活動している自然環境保全活動推進員は、東部の丘陵地での巡回活動や学習会の開催などを継続して実施しています。

□市の中部には知の拠点である中部大学があり、市と連携して大学の持つ人材や技術、知の資産を活用した地域再生・地域活性化に取り組んでいます。

課題

□自然環境の保全を支えている市民団体の活動が、多様な主体に展開され、市域全体で実践されていく必要があります。

□生物多様性による恩恵を将来にわたり享受していくため、自然環境を保全する活動を若い世代へ継承していく必要があります。

目標

目標	現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
「生物多様性」の言葉の意味の認識率	51.2% (2020年度)	75%へ向上								
☆自然環境保全活動推進員の委嘱人数(任期2年) [延べ]	226人 (2021年度)	350人								

具体的施策

施策	概要	関連する法令、計画等	関係課
環境啓発の拡充	生物多様性について市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解し行動につなげるために、自然観察会や学習会など自然とのふれあいの機会や場を提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市自然環境の保全を推進する条例 春日井市環境基本条例 春日井市環境基本計画 	環境保全課 環境政策課 学校教育課
保全活動の推進	自然環境の保全を推進する市民のリーダーとしての役割を担う自然環境保全活動推進員を継続して養成していくとともに、更なる活躍の場を提供できる仕組み作りを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市自然環境の保全を推進する条例 	環境保全課
生物多様性を支える仕組み作り	多様な主体へ情報提供や情報交流を推進し、情報の共有を図るとともに、自発的な市民活動ネットワークづくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市自然環境の保全を推進する条例 春日井市環境基本条例 春日井市環境基本計画 	環境保全課 環境政策課
	公園・緑地の計画や管理運営まで、緑のまちづくりに関心のある市民が参画できるような手法を検討・実施し、緑のまちづくりの担い手の確保・育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市緑化の推進に関する条例 春日井市緑の基本計画 	公園緑地課